



Title	長崎医学の百年, 第八章 長崎医学専門学校, 第三節 明治末期の長崎医学専門学校
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 698-710
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6650
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T16:31:31Z

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

明治三十七年（一九〇四年）二月十日、日露戦争が起

り、ロシアに対して宣戦布告が行われた。これは朝鮮半島が古来の歴史に徴しても明らかのように、地理的条件によって、わが国の国防、経済上の生命線であり、大陸進出の前進基地で、日清戦争が日清両国の利害關係の衝突から起ったように、日露戦争もわが国の生命線保護の本能、及び資本主義の發達と表裏する大陸政策とロシアの極東政策との衝突から起ったものである。明治三十三年五月十五日に起った興清滅洋をスローガンとする義和團の北清事変が翌年九月七日落着後、外務大臣小村寿太郎の主張により明治三十五年一月三十一日、日英攻守同盟が成立し、両国共に清・韓両国の領土を保全し、日英何れかが他の一国と戦う時は一方は厳正中立を守り、二国以上と戦う時は協同してこれに当ることとなった。そこでロシアは極東において急速に強力な軍事力を集中す

るに至ったのである。

日清戦争によって著しく喚起された国民の自覚が、一転して個人の自覚となり、各自をして信仰問題、人生問題に考を向けしめ、社会問題に一層深く留意せしめる結果をもたらししたが、又、当時の産業の發達も自ら社会問題を惹起し、医学界にあっても細菌学の發達を中心として社会医学の急速な進歩を促したのである。尨が明治三十六年末より日露間の風雲が漸く急となるに及び、国民一般の愛国熱が高潮し、一部社会主義者の非戦論は忽ち大勢に圧倒された。日露戦争前から、わが国では経済上の憂慮を持ち、人々は相次いで勤儉貯蓄を奨励し、節約に努めていたが、宣戦の詔勅が出ると、直ちに文部大臣久保田謙は地方庁に対して訓令を發し、軍国教育を説き、教育者に対して周到な注意を与えた。

明治三十二年に第一回の肺結核死亡数の全国調査を開

始したわが国では、明治三十七年二月四日に至り、肺結核予防に関する内務省令を制定し、四月二日、戦争による国民の災厄に対し、被災者を保護すべく、下士兵卒家族扶助令を公布したのである。

長崎医学専門学校においては、一月に本校規則第六章第一条を改正し、授業料を医学科三十円、薬学科二十五円とし、明治三十八年（一九五〇年）三月以前に入学者は旧規定によって徴収することとした。これは法律不遑及の原理によるものであった。

明治三十七年七月十一日、明治天皇は東京帝国大学に行幸され「軍事多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ当ル者克ク励精セヨ」と優渥な御沙汰を賜ったが、翌十二日、文部省は訓令第六号を以て、この御沙汰を教育関係者一般に告知した。

戦時態勢は益々強化され、長崎医学専門学校でもこれに即応すべく、看護養成機関を設けて戦局に備えるところがあった。

明治三十八年になると、戦局は急速に進展したが、こ

の年の衛生行政は五月七日、医師免許規則の一部改正を行い、新たに文部大臣の指定した私立医学専門学校の卒業生に無試験免許制度を採用し、同月十一日、伝染病予防法の一部を改正、鼠除法を市町村の負担とした。四月一日、痘苗製造所及び血清薬院を伝染病院に移管し、六月十四日、警視庁に防疫評議員を置いた。七月一日、私立医学専門学校指定規則を制定した。一方、日露戦争の戦場にあつては陸海両軍は善戦を続けていた。

即ち、五月二十七日、日本海海戦が行われ、ロシア艦隊に打撃を与えたが、六月九日、アメリカ合衆国大統領セオドア・ルーズベルトが日露講和に乗り出し、九月一日に日露休戦議定書が調印され、同月五日、日露講和条約が調印された。

この間、本校では、四月に文部大臣久保謙の学事視察を迎え、六月には規則第五章第十条中、卒業証書書式を改正し、七月には時局に応じて本年度卒業受験生中、陸軍依託生を限り、卒業試験を繰上げて挙行し、八月十五日、卒業証書を授与した。

第三節 明治末期の長崎医学専門學校

九月、本校規則第一章より第七章に至る十九条を改正し、学年を分つて二学期とし、当分の内、仮規則として実施することとした。

十月五日、長崎病院規則第二条を改正したが、戦時態勢を整えたただけでなく、この年は全く学内規則の改正に追われた。

明治三十九年（一九〇六年）は日露戦争の大勝後、その余榮に国民は酔つて了つていて、益々国民に自国の長所を自覺せしめ、自重の念を喚起せしめ、普仏戦争後のドイツに似た状態を呈したが、財界の好況に伴い、奢侈浮薄の風潮を誘致し、物質万能主義に傾いた社会からは種々の思想が現われ、自然主義思想が起つた。文部大臣牧野伸顯は平和克服後「教育上時弊矯正ニ関スル心得」を訓令し、義務教育の大任を説き、風紀振肅、元氣作興を唱え、学生一般に警告を發したのである。

この年の衛生行政は三月三十一日、日本薬局方調査会官制を公布し、回会を常置の機関とし、四月六日、廃病院法を公布し、同月二日、屠場法を公布した。長崎の屠

場（山里村營）は浦上の長崎医学専門學校本校と長崎病院の中間の低地にあり、第五高等中学校医学部設立の当初から敷地問題で種々問題があつた。元來、長崎の屠場は明治前から出島や英米領事館内に設けられ、外国人の食肉に應じていたが、明治五年、市内の養豚廃止によつて、以後、浦上の屠場が活動していた。

四月十六日、大村町商人集会所において開かれた長崎県医師会では、正副会長の撰挙が行われ、教授田代正を会長に教授大谷周庵を副会長に推した。

この年四月二十七日、衆議院議員山根正次は外一名と共に「精神病学科設置ニ関スル建議案」を議會に提出し、議事に上すところがあつた。

五月一日には、医師法、齒科醫師法が公布され、七月二日、内務省令第二十一号を以て明治二十四年五月公布の日本薬局方が改正された。九月三日に至り、内務省令第二十七号を以て醫師法施行規則、齒科醫師法施行規則が制定された。九月十二日には醫師法の外国免許に關し、勅令が公布され、この勅令によつて、英國と醫師免許に

関し、相互主義を採用することになったのは同月二十七日であった。又、十一月十七日、内務省令第三十三号を以て医師会規則及び歯科医師会に医師会規則を適用するの件が制定された。長崎でも直ちに医師会の整備が準備された。

「明治三十九年度、土木課事務簿、造家（各学校、病院、警察、育樹苗圃）之部」によれば、明治三十九年度は長崎病院調理所を増築し、貯水所を建設した。

これより先、明治三十六年二月十六日、専門学校令が公布され、明治二十年の勅令第四十八号が廃止されてから、専門学校の整備が漸く行われた。その後、明治四十年（一九〇七年）四月十日に至り、文部省は省令第十号、官立医学専門学校規程を公布した。これによって、修業年限、学科目及びその程度並びに研究生に関する規定が定められた。そしてこの規程は暫々改正されているが、次に大正七年九月二十五日の改正のものを示そう。

官立医学専門学校規程

文部省令第十号（明治四十年四月十日）

第八章 長崎医学専門学校

明治四十一年九月三 日 文部省令第二十五号
 同 四十四年五月二十三 日 文部省令第十三号
 同 四十五年七月四 日 文部省令第十六号
 大正 七 年一月二十八 日 文部省令第一号
 同 年九月二十五日 文部省令第十二号

官立医学専門学校ノ修業年限、学科目及其ノ程度並研究生ニ関スル規定ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一条 官立医学専門学校ノ学科ヲ分チテ医学科及薬学科トス岡山医学専門学校ニハ薬学科ヲ設置セス

第二条 官立医学専門学校ノ修業年限ハ医学科ヲ四箇年トシ薬学科ヲ三箇年トス

第三条 各学科ノ学科目及其程度ハ左ノ如シ

医 学 科

学 科 目	学 年			
	第一 学年	第二 学年	第三 学年	第四 学年
修 身	一	一	一	一
独 逸 語	二	三	三	三
理 論 及 実 験	六	六	三	一
理 論 及 実 験	八	四	一	一
解 剖 学	二	三	一	一
局 所 解 剖 学	二	三	一	一
組 織 学 実 習 及 組 織 学 理 論	二	三	一	一
頭 鏡 用 法	一	三	一	一
胎 生 学	一	三	一	一

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

花柳病学	皮膚病学	外科学	内科学	薬物学	病理学	衛生学	医化学	生理学
外来患者臨床講義	理論及臨床講義	手術実習 繙帶実習 外来患者臨床講義	臨断書 臨床講義 外来患者臨床講義	理論及実驗 処方学	病理解剖学 病理解剖学実習 病理組織学実習	衛生学理論及実驗 細菌学理論及実驗	医化学理論及実驗	生理学理論及実驗
不定時	一以上	一	二 三	三 〇、五	六 時々 時々	二 二	一、二、五	三、三、五

独逸語	修身	学科目	耳鼻喉科学	眼科学	産科学	婦人科学	精神病学	法医学	小児科学	外科	計	薬学科	学年
			理論及臨床講義 外来患者臨床講義	臨床講義 外来患者臨床講義	産科学理論 婦人科学理論	産科婦人科臨床講義 義及産科模型演習 外来患者臨床講義	理論及臨床講義 外来患者臨床講義	理論 外来患者臨床講義	理論及臨床講義 外来患者臨床講義	三	三	第一学年 第二学年 第三学年	每週教授数 每週教授数 每週教授数
			一以上 不定時	四 一以上 不定時	二 二	二以上 不定時	一以上 不定時	二	一以上 不定時	三	三五 三五 二八	第一学年 第二学年 第三学年	二 一 一 四

薬品	工業学	機械学大意	薬化学	調剤学	薬品鑑定	薬局方	裁判化学	衛生化学	分析学	生薬学	薬用植物学	化学	鉱物学
実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	実理	理論及実験	理論及実験
習論	習論	習論	習論	習論	習論	習論	習論	習論	習論	習論	実習及顕微鏡用法	理論	理論
不定時	一、五	三	五	一	一	一、五	三	二	九	二	二	二	三
不定時	一、五	一	三	五	一	一、五	三	一	二	六	二	三	七、五

第八章 長崎医学専門学校

体操 三三三 三二、三 三二、五 三八

(備考) 各学科第二学年以上ニ於ケル修身ハ特ニ毎週教授時数ヲ定メス適切ノ時宜ニ於テ隨時之ヲ課スルモノトス

教授上各学年ヲ数学期ニ分ツ必要アルトキハ学校長ハ前項ノ毎週教授時数ノ範囲内ニ於テ適宜ニ各学期ノ毎週教授時数ヲ定ムルコトヲ得

医学科ニアリテハ教授上特別ノ必要アルトキハ学校長ハ第一項ノ毎週教授時数ノ範囲内ニ於テ第一学年ト第二学年トノ間及第三学年ト第四学年トノ間ニ於ケル学科目又ハ其教授時数ノ配当ヲ変更スルコトヲ得

学校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ第一項ノ毎週教授時数ヲ増減シ若ハ科外講義ヲ開クコトヲ得

第四条 卒業者ニシテ既修ノ学科目ニ就キ更ニ研究セントスル者アルトキハ学校長ハ必要ト認メタル場合ニ限り二箇年以内当該学校ニ於テ研究ニ従事スルコトヲ許可スルコトヲ得

時代に從つて長崎医学専門学校の学則もしばしば改正が行われたのである。

四月二十二日、本校に新設された細菌学教室で、エジ

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

ンバラ大学教授医学博士サー・アレクザンダー・シンプソン及びバルチモア女子大学校長カウチャマンを迎えて、盛大な講演会を行った。シンプソン教授 Sir Alexander Symphon はエーテルを麻醉薬として始めて産科に応用したジェームス・シンプソン James Symphon の甥に当り、ジェームスの麻醉法を詳述した後、クロロホルム麻醉にも及び、パスツールの研究をも報告するところがあつた。

六月下旬、勅令第二百四十六号を以て、文部省直轄諸学校官制中、新たに生徒監を置く制に改められた。同時に勅令第二百四十七号を以て、本校の定員教授十三人を十六人に改定された。そして七月、精神科学が内科より完全に分立した。又、八月、病理組織及細菌学実験室一棟、組織学実験室一棟が新築された。

九月、本校規則中、学歴を省き、学科課程を改正し、春季休業の一項を挿入し、生徒卒業の際、優等生に賞品を付与するという一条を加え、正副保証人を廃止し、研究規定を追加し、その他、改正の結果、教条を訂正し

て仮規則を規則に定めた。

十月十四日、皇太子殿下が戦艦鹿島に搭乗され、九州・関西聯合水産共進会に來觀されたので、同夜、本校では海上松明行列を行なつた。松明は本校薬学科生徒の作るころであつた。又、翌十五日、御還啓を奉送した。

十一月十日、田代正、森永伊吉両教授在職二十五年祝典会を挙行した。

十二月十日、文部省告示第二百八十六号を以て、四十年一度第一回定期医術開業試験施行の地及び期日が定められ、前期試験、後期学説試験は各地方庁所在地とし、後期実地試験は東京、京都、長崎の三ヶ所とした。そして後期実地試験は四十一年六月十日より四日間とし、長崎より村上、田中、小川、佐藤の四教授が委員を命ぜられ、福岡より榎本与七郎、小倉より大村香敏、熊本より大島為次郎、山崎正董の諸氏が任ぜられた。

さて、明治四十年十二月十七日には文部次官沢柳政太郎が長崎に到着し、学事視察を行うこととなつたが、十八日、同次官は本校及び長崎病院を視察した。

なお、大谷博士が辞任し、東上したが、県立長崎病院内科では、第一部、第二部とし、第三部を廃して小児科を新設し、田中民夫が第一部長を、小川瑳五郎が第二部長兼小児科部長を囑托された。又、六月二十二日、村上安藏、小川瑳五郎、田代正三教授の主唱で、市内袋町青年会館において、長崎医学会が発足し、当時の県知事荒川義太郎、県第一部長秦事務官、第四部長小島事務官等が来会し、長崎病院における医学研究が開始された。それから、明治四十年度の県議会でも可決された県立長崎病院二等病室の増築設計は、平家建百八坪、換気装置、発電機、電燈、避雷針、便所、洗面所、廊下などで、合計一万八千円であった。

明治四十一年（一九〇八年）の衛生行政としては、三月二十七日、監獄医の公布があり、九月二十九日には警察犯処罰令を制定し、十月一日には刑法及び監獄法を施行して、監獄関係法規が漸く完備したのであるが、同月七日には中央慈善協会が設立され、又、感化救済事業講習会が始められた。同年十月十三日には戊申證書が発せ

られ、時弊を戒められた。以後、教育勅語と戊申證書は行事の度に奉読されることとなった。

さて、本校では、三月三十日、勅令第六十九号を以て、千葉、仙台、金沢各医学専門学校と共に、本校の定員教授十六人を十七人に、助教七人を八人に改正された。

これは薬学科中、薬工学を増設するためであった。又、副手が設置され、その規定が定められた。

九月、文部省令第二十五号を以て、薬学科の学科及びその程度中、機械学大意並びに薬品工業等を加えることに改正されたので、この年度より実施した。

十月二十一日に伏見宮殿下、十一月二日には閑院宮殿下が長崎に来遊され、それぞれ翌日、離崎されたので、本校ではその来崎、離崎に際して、奉迎、奉還を行った。

十一月、本校規則中、第五章第十一条に、明治四十一年以後の本校卒業生はその修了した学科に従い、本校名を冠して医学士並びに薬学士と称することを得るという一条を加えた。十二月二十日、文部次官岡田良平が来崎し、県教育家はその観迎会を小島福屋に開いたが、この

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

頃、大谷博士記念奨学資金を募集し始め、募金ノ切日を翌明治四十二年（一九〇九年）三月三十一日と定めた。

又、明治四十一年四月より長崎病院の増築を行っていたが、計画されていた長崎病院の電燈及び避雷針が完備したのは翌年であった。

明治四十二年の衛生行政は四月一日に九州療養所、癩療養所四ヶ所が新設されたが、四月十四日、種痘法が公布され、七月十七日には医師法、歯科医師法の第一次改正がなされ、十二月二十八日には内務省令を以て、明治四十三年一月以降の精神病患者調査が行われることとなった。そしてこの年、脚気病予防調査会が設置され、癩療養所の開所されたところが五ヶ所あった。又、サルバールサンの発見もこの年で（秦、エールリッヒ）、性病対策の根源が極められる契機ともなったのである。

次に明治四十二年の本校の略史を眺めることにするが、この年、本校医化学実験室一棟が新築されている。

一月九日、参第八号を以て、文部大臣小松原英太郎は直轄学校長宛てに学校の風紀肅清と生徒の品位向上につ

いて達するところがあり、これに伴って、同月十三日、田代正は学校の風紀、学生の品性について懇篤な訓示を与えるところがあった。

三月二十四日、長崎県諭達第二号を以て、県知事荒川義太郎は癩病予防及び撲滅に関する達を發した。

九月九日、文部省訓令第十二号を以て、北海道庁府県庁に対し、学校生徒の飲酒取締が達せられた。同月十三日、文部省訓令第十三号を以て、修身教育に関する訓示が与えられた。

直轄諸学校

教育は人物の養成を以て主眼とす普通教育と専門教育とを問はず常に重きを品位の陶冶に置くべきこと論を俟たず故に直轄諸学校に於ても従来此の点に注意を怠さざりしは本大臣の認むる所なり是等諸学校の生徒は既に中学校以下に於て修身教育を受けたるものなりと雖道德上の觀念尚堅実を欠き各種の誘惑に陥り易く徳育上最も注意を要する時期に属す故に自今直轄諸学校に於ては一層力を修身の教育に致し定時に修身の教授を為すの外必要に応じ随時訓誨を施して生徒の道義的觀念を練成し以て実践躬行の意志を強固ならしめんことを要す又学校長及教官は常に協心戮力し躬ら学校徳育の中心と為り

て生徒を薰陶し以て教育勅語及戊申詔書の聖旨を貫徹せんことを努むへし

明治四十二年九月十三日

文部大臣 小松原英太郎

道徳教育がこの頃しきりに叫ばれていたが、これは恰も世紀末の風潮を受けた自然主義的な氣運に対する警告に外ならなかった。

この九月、本校規則第三章第五條中、入学驗定料金三円を五円に改め、同第五章第二条医学科第二試験科目の末項に及び、(即ち、試験は理論及び実地につき施行し、第一及び第二試験を区別し、第二試験科目は内科学、外科学、眼科学、婦人科学、衛生学とした。)細菌学を加え、同薬学科第一試験科目の末項に薬品工業学を加えた。そして同章第十一條を改正し、従来、得業士と称するものの外、学士称号を用いることを得るものを得ざるものと資格区分を明らかにし、その第十一條を追加して論文提出の上、学士称号を請求するものの手続及び檢定料額を規定した。

十月二十三日、教授桜井三之助はミューンヘン大学産科

第八章 長崎医学専門学校

婦人科会の名誉会員に推薦された。又、先に日韓合併問題その他で、渡瀨中の枢密院議長従一位大勲位公爵伊藤博文がヘルピン駅頭で暗殺されたので、十一月四日、国葬が行われた。本校でも田代校長より國家に対する伊藤公の功績を論述し、痛惜の念に堪えぬ旨を講話し、生徒総代百崎欽一は生徒一同を代表して哀悼の意を表した。

十一月二十二日、文部大臣小松原英太郎は瀬戸、英木両視学官、黒沢秘書官と共に來校したが、荒川義太郎長崎県知事も秦、川崎、井手三事務官、柴崎長崎高等商業学校長その他二、三の県立学校長を伴い、同行した。この学事視察の際には校内の視察を終った後、専門教育に関する訓示を行った。この小松原文相は道徳教育を強調するところがあったが、当時の教育思想界の状態を次に眺めておこう。

即ち明治四十年頃より日露戦争後の思想界の動搖の影響により、依然動搖していた教育界では、自然主義、社会主義、個人主義と共に国民道徳論や国体論が旺盛となり、報徳主義も唱えられた。教育学者ではただ外国人の

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

学説を紹介するだけでなく、諸説を比較研究し、その長短を判別し、自己の思想を加味して、教育学を組織しようとする者が多かったが、谷本富、沢柳政太郎、溝渕進馬、吉田熊次、大瀬甚太郎、森岡常蔵、野田義夫、田中義能などが大正初期に至るまでの間に、それぞれ独自の教育論を展開した。又、文部大臣は明治四十一年七月四日、小松原英太郎の就任後、明治四十四年八月三日、第二次西園寺内閣の成立と共に長谷場純孝が就任し、日露戦争後の目まぐるしい変遷後、やや安定して来た。

明治四十三年（一九一〇年）は六月一日、幸徳秋水の事件が起り、七月十四日には勅令を以て、娼妓等の愛の病院を地方庁費によって設立すべきことが定められているが、この年の本校の略史を眺めよう。

二月下旬、結核病予防協会の設立趣意書が同協会準備委員会より本校に達せられたが、同月九日には東京医科大学精神科教授呉秀三博士が台湾よりの帰途、来校し、県立病院を参観した。

三月、勅令第六十七号を以て、教授十七人を十八人に、

助教授八人を五人に改められた。教授の増加によって、医学専門学校の整備が進められ、講座の確立が行われたのである。

四月三十日には、研瑤会雑誌が田代校長、森永教授の在職二十五年祝賀論文集を出し、十五編を特集した。

九月、習学寮（丙寮）の改築が完成した。乙寮も近く改築するため、甲丙両寮に生徒を分散せしめた。

明治四十四年（一九一一年）二月開会の帝国議会において、官公立病院設置に関する建議が可決された。又、二月十一日には総理大臣桂太郎は勅語を受け、施業救療の資として百五十万円を賜った。そして三月二十八日、水道条例を改正し、特許水道及びその強制買収の規定が布かれ、同月二十九日には工場法の公布（大正五年九月一日より施行）をみた。又、八月十四日、按摩術営業取締規則、鍼術灸術営業取締規則が制定され、十二月二十四日には按摩術鍼術又は灸術学校若くは同講習所の指定標準の件が制定され、この年、雲仙県営公園が設立された。この年は又、ドイツにおいて社会保険の統一を行っ

た保険法が施行され、イギリスにあっては、失業保険制度の創始たる国民保険法が制定されている。

本校では一月二十六日、大谷奨学資金（大谷頌効会代表雨森一郎）の寄附が許可され、規程七条を定めた。三月、本校規則第六章第一条の医学科授業料一年に付、金三十円を三十五円に、薬学科授業料一年に付、金二十五円を金三十円に改めた。

四月四日、文部省令第十六号を以て、文部省直轄学校外国人特別入学規程の改正があった。

文部省直轄学校外国人特別入学規程ハ台湾人若クハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但其入学ニ関シテハ台湾總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

これは前年八月二十二日、日韓合併条約の調印後、同月二十九日、韓国を朝鮮と改め、九月三十日、朝鮮總督府官制の公布をみた結果、改正されたものに外ならない。五月、本校規則第三章第六條の入学料金一円を金三円に、同規則第六章第一条の医学科授業料一学年に付金三十五円を金四十円に改め、医学科卒業受験生は九月、一

回受験料金八円、薬学科卒業受験生も同じく金六円を徴収することとした。これは経済恐慌の然らしめたものである。

九月十五日、海軍軍医中監平野勇が来校し、新設された海軍軍医依託制度を詳細に説明し、従来、大学にのみ限られたのを医学専門学校にも及ぼし、医学科は二年級以上、薬学科は三年級以上より募集し、依託期間は日給金六十七銭と示した。

十一月十六日、中国における革命軍の蜂起に当り、清国留学生三十名は長崎を出発したが、翌年一月一日、中華民國が成立したのである。

明治四十五年（一九一二年）一月二十三日、國際阿片条約を締結した後、ペスト菌検査指針を制定したのは二月十二日で、三月十九日には、庁府県に警察医が置かれた。四月三十日、防疫職員官制が公布され、更に五月十日、毒物劇物営業取締規則が制定された。又、同月二十八日、メチルアルコール（木精）取締規則が制定され、薬品行政が進められた。又、この年二月十二日、はじめ

第三節 明治末期の長崎医学専門学校

て日本住血吸虫の中間宿主が発見され、宮入貝として知られるに至ったが、七月にはインフルエンザが流行し、予防接種施行に関する内務省訓令が発せられた。

さて、五月、勅令第百三十号を以て、本校の教授定員十八人を十九人に改められたが、私立産婆学校産婆講習所指定規則が制定されたのは六月十八日で、長崎にも以後、その種の施設が整備されることになった。七月三十日、明治天皇が崩御され、大正となった。ここに明治時代が終わったのである。